

丹波山村交流促進センター管理運営業務委託募集要領

1 目的

本要領は、丹波山村における都市部企業・労働者の村内でのテレワークの推進のために設置された丹波山村交流促進センターの管理運営業務に取り組むため、受託事業者を広く募集し選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

丹波山村交流促進センター管理運営業務委託

(2) 業務期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務内容

丹波山村交流促進センター管理運営計画参照

3 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 丹波山村内に本店又は支店若しくは営業拠点を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること。
- (4) 納期が到来している直近の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

4 募集期間

令和4年5月6日午前9時から令和4年5月12日午後5時まで

5 提出書類 任意様式

	提出書類	様式等	提出部数
1	会社概要	任意様式	1部
2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	写し可	1部
3	定款	写し可	1部
4	納税証明書	国税及び地方税（県税・村税）の未納のない証明書	1部
5	見積書 ※詳細な内訳書を添付のこと。	任意様式（8 見積内容 ※1、※2、※3を参照）	1部
6	業務に係る従業員配置計画	任意様式	1部

6 受託事業者の決定方法

会社概要、従業員配置計画及び見積書等を総合的に判断し、優先交渉権者を決定する。

7 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結する。
なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

8 見積内容

No	勤務内容	数量	備考
1	常駐者（原則1人以上） 午前8時から午後5時まで※1	304日×1.3人	宿泊者及び会議室等の利用者数が多い場合は適宜追加すること。
2	夜間の常勤者（原則1人） 午後5時から午後10時まで※2	100日×1人	宿泊者がいる場合に限る。
3	宿直者（原則1人） 午後10時から午前8時まで※3	100日×1人	宿泊者がいる場合に限る。

※1 令和4年6月1日から令和5年3月31日までの304日間を契約期間とし、全日午前8時から午後5時まで常駐者を1人以上配置すること。

※2 100日間宿泊者がいると想定し、午後5時から午後10時まで常駐者を1人配置すること。

※3 宿泊者がいる場合、宿直者を1人配置すること。

※4 見積書には、NO1・2・3の積算根拠及び諸経費等も明示すること。

9 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

10 提出方法

総務課に持参又はメールにて提出

総務課メールアドレス soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp

11 問い合わせ先

丹波山村総務課（担当：船木）

TEL：0428-88-0211 FAX:0428-88-0207 E-mail:soumu@vill.tabayama.yamanashi.jp